

「漁港及び漁場の整備等に関する法律第66条第3項後段の規定に基づき、水産政策審議会の議を経ることを要しない施設に関する基準に係る告示案についての意見・情報の募集」の結果について

令和6年10月23日  
農林水産省水産庁

漁港及び漁場の整備等に関する法律第66条第3項後段の規定に基づき、水産政策審議会の議を経ることを要しない施設に関する基準に係る告示案について、令和6年8月22日から令和6年9月20日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、募集期間において、御意見は寄せられませんでした。

なお、本件については、パブリックコメントに付した案に技術的な修正を行った上で公布することとしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先  
水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課  
代表：03-3502-8111（内線6846）